



～あなたも民商の共済会に～
会員・配偶者は無条件で加入可
同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース③

2025/12/29・2026/1/5

N0639 村上市仲間町334
村上民主商工会
☎75-5272 FAX62-7392

確定申告に向けて「自主計算パンフレット」を配布します

所得税申告が大きく変わります。主に基礎控除額です。パンフレットを参考にしましょう。

所得計算の仕方、書き方などが掲載されていますので活用しましょう。

一年間の売上・仕入・経費等の記帳をし、確定申告に間に合うよう準備をお願いします。

▼総収入金額となるもの

現金売上のほかに、売掛金、未収入金分、自家消費、損害保険金、補償金、雑収入などを計上します。

さらに、年内に販売をしたが、12月31日現在で受け取っていない代金を収入にプラスします。

また、前年に販売して当年に受け取った代金をマイナスします。

▼必要経費となるもの

現金による仕入れ経費のほかに、買掛金、未払経費、前払経費、家事関連費、租税公課、従業員に対する現物支給などを計上します。

さらに、年内に購入したが、12月31日現在でまだ代金を支払っていない金額を経費にプラスします。

また、前年に購入して当年に代金を支払った金額をマイナスします。

▼期末棚卸(在庫調べ)

年内中に購入した商品、材料代などの中には、その年の必要経費にならないものがあります。

その年の売上を得るために、実際に販売・消費した分の商品、材料代が必要経費になります。

1年間の売上原価を調べるために、棚卸が必要で、商品・材料などの年末在庫一覧表を作成しておきましょう。

▼家事関連費などの除外と自家消費

租税公課や水道光熱費、通信費、地代家賃、接待交際費、支払利息などには、自宅分や事業に関係のない支出が含まれている場合があります。この支出は必要経費から除きます。自宅とお店や工場が一緒になっている場合は、使用割合などでその支出をあん分します。仕入れたものを自分で使うことを自家消費といい、その場合には仕入れ金額相当額を売上に計上します。税務署がよくチェックする点です。注意しましょう。



～あなたも民商の共済会に～
会員・配偶者は無条件で加入可
同居家族、従業員も加入可

月 1,000円

見舞金・祝金

村上民商ニュース4

2025/12/29・2026/1/5

N0.639 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

所得税の申告が大きく変わります！

個人事業主の方へ

**1月には『所得』が
出せるように！
早めに確定申告の
準備を始めましょう！**

今年の年末調整から所得税の申告が変わりますので、来年の確定申告も変わってきます。

例えば、右表のように基礎控除額が一律48万円でしたが、売上から経費を引いた「所得金額」に応じて、基礎控除額が変わります。

【改正された基礎控除額】

合計所得金額	基礎控除額		改正前	
	改正後			
	令和7・8年分	令和9年分以降		
132万円以下	95万円			
132万円超	88万円			
336万円超	68万円	48万円		
489万円超	63万円	58万円		
655万円超	58万円			



- 確定申告に必要なするもの**
- 売上から経費を引いた「所得」
 - 国民健康保険税の納付額通知書
 - 国民年金保険料の控除証明書
 - 生命保険、地震保険の控除証明書
 - 公的年金等の源泉徴収票は
1月中に届きます

① 調査を行う旨
② 調査を行う日時
③ 調査を行う場所
④ 調査の目的
⑤ 調査の対象となる税目
⑥ 調査の対象となる期間
⑦ 調査の対象となる帳簿書類その他の
物件
⑧ 納税者の氏名、住所
⑨ 調査担当署員の氏名および所属
⑩ ②と③は変更可能であること
⑪ ④から⑦で通知されなかつた事項についても非違が疑われる場合には、質問調査などをを行うことができるこ

事前通知の11項目



もし税務調査の連絡がきたら：
事前通知11項目の確認をし、
役員や民商へ連絡しましょう。

税務調査は、納税者に事前通知の11項目を通知する必要があります。
事前通知なしで税務署員が訪問したとしても「急な調査には応じられない」ときっぱり断りましょう。

もし税務調査の連絡がきたら：